

教員の勤務時間の割り振りについて

	週の勤務時間	1日の勤務時間	週休日	開始・終了時刻	勤務割表の提出	適用(例)
1	毎週38時間45分	毎日7時間45分	日曜日及び土曜日	午前8:40 ～午後5時10分	従来の勤務割表で対応可	一般の教員
2				運営上の事情により 上記以外の時間帯を 設定する		・毎週(平日)定期的に 午後9時まで授業が ある教員 ・毎週水曜日の午前中 に法人以外の業務に 従事(兼職)する教員
3			業務の運営上特に 必要があるため、月曜 日から金曜日に週休 日を設ける	午前8:40 ～午後5時10分		毎週日曜日に生涯学 習講座を担当する教員 (勤務時間は準備、後始 末その他の時間も含めて 午前8:40～午後5時10 分)
4				運営上の事情により 上記以外の時間帯を 設定する		毎週土曜日の夜間に 生涯学習講座を担当 する教員 (勤務時間は準備、後始 末その他の時間も含めて 午後1:00～午後9時30 分)
5	業務上の必要により週又は日によって異なる 勤務時間を設定する(1箇月を平均して1週 間当たり38時間45分) ※特定の週に40時間、特定の日に8時間を 超えて勤務することが可能	4週間を通じて8日の 週休日	日によって異なる開 始・終了時刻を設定 する	従来の勤務割表及び 1箇月ごとの勤務割 表を提出	1～4による勤務時間 の設定ができない教員	

⇒ 定型的労働時間
(原則)

⇒ 定型的労働時間
(特例)

⇒ 1箇月単位の
変形労働時間

※業務上の都合により、あらかじめ割り振られた勤務時間以外の時間に臨時的に勤務する必要がある場合は、始業・終業時刻の繰り下げ、週休日の振替えにより対応することができる。